

宇都宮市中央卸売市場における売買取引の方法及び決済の方法について

○ 趣 旨

卸売市場法第4条第5項第4号の規定に基づき、当市場における売買取引の方法及び決済の方法について公表するもの

※ 以下で使用する「条例」及び「規則」並びに「要綱」は次のとおりです。

条例 ⇒ 宇都宮市中央卸売市場業務条例

規則 ⇒ 宇都宮市中央卸売市場業務条例施行規則

要綱 ⇒ 宇都宮市中央卸売市場の業務の運営に関する要綱

1 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法（卸売市場法第4条第5項第4号イ）

（1）売買取引の方法

① 品目ごとの取引方法

【条例第25条】

卸売業者は、市場において行う卸売については、せり売若しくは入札又は相対取引の方法によらなければならない。

2 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、次の各号のいずれかに掲げる場合であつて市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

- (1) 市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少した場合
- (2) 市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

3 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、販売方法を設定し、又は変更しようとするときは、利害関係者の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その販売方法を公表しなければならない。

【規則第32条】

条例第25条第3項の規定による公表は、インターネットを利用する方法又は売買取引の方法を記載した書面を当該卸売業者の事務所において閲覧に供する方法により行うものとする。

② 卸売をした生鮮食料品等の相手方の明示及び引取り

【規則第39条】

卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等の買受人が明らかになるように措置しておかなければならない。

- 2 買受人は、速やかに、卸売業者から買い受けた生鮮食料品等（以下「買受物品」という。）を引き取らなければならない。
- 3 卸売業者は、買受人が買受物品の引取りを怠つたと認めるときは、その買受物品を当該買受人の費用で保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。
- 4 前項に規定する買受物品の引取りを怠つたと認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
 - (1) 卸売業者が引渡しの準備を完了し、買受人に引取りを請求したにもかかわらず、買受人が正当な理由がなくこれを引き取らないとき。
 - (2) 買受人の所在が不明で、引取りの請求ができないとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、買受人に不当又は不正な行為があつたと市長が認めたとき。
- 5 第3項の規定により他の者に卸売をした場合において差損金を生じたときは、当該引取りを怠つた買受人がこれを負担しなければならない。
- 6 第3項の規定による保管の費用は、買受人がその買受物品を引取つたときに、前項の差損金は、卸売業者が他の者に卸売をしたときに、これを支払わなければならない。

③ 卸売代金の変更の禁止

【条例第39条】

卸売業者は、卸売をした生鮮食料品等の卸売代金の変更をしてはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の指定する検査員が正当な理由があると認めたときは、この限りでない。

【規則第45条】

条例第39条ただし書の正当な理由があると認めるときとは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長の指定する検査員の確認を受けたときとする。

- (1) 市場取引の経験から予見できないかしがあって、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
 - (2) 委託者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別不十分と認められるとき。
 - (3) 表示された量目と内容量が著しく相違しているとき。
 - (4) せり人又は販売担当者の故意又は過失により、見本と現品の内容が著しく相違しているとき。
- 2 前項の確認は、確認を申し出た者が立会いの上で行うものとする。
 - 3 市長は、第1項の確認を終了したときは、確認証を申請者に交付する。

④ 物品の即日販売

【規則第26条】

卸売業者は、当日の卸売開始時刻までに受領した受託物品は、その日のうちに上場して卸売しなければならない。ただし、委託者の指示がある場合又は市長が特別の事由があると認める場合は、この限りでない。

⑤ 上場の順位

【規則第27条】

生鮮食料品等の上場は、同一品目の市場到着順に行うものとする。

2 卸売業者は、同一品目に属する受託物品と自己の計算による生鮮食料品等とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場するものとする。

⑥ 現品又は見本による卸売の原則

【規則第29条】

卸売業者が市場において行う卸売は、現品又は見本をもつてするものとする。

2 卸売業者は、見本又は銘柄による卸売をする場合には、卸売開始時刻前に生鮮食料品等の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他卸売に必要な事項を卸売場の所定の場所に掲示しなければならない。

(2) セリ売り及び入札の方法

① セリ売り

【要綱第27条】

セリ売は、セリ売をしようとする生鮮食料品等について、品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を呼び上げ、又は表示した後でなければ開始することができない。ただし、規格が統一され、数量がまとまっている荷口の生鮮食料品等で、市場の効率的な流通を確保するため卸売業者が必要と認めたときは、その定める方法によることができる。

2 セリ落しは、セリ人が最高申込価格を3回呼び上げたときに決定し、その申込者をセリ落し人とする。

3 前項の呼上回数は、状況に応じこれを増減することができる。

4 セリ人は、最高価格の申込者が2人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によりセリ落し人を決定しなければならない。

5 セリ人は、セリ落し人が決定したときは、直ちに価格、数量及び氏名又は商号若しくは番号を呼び上げなければならない。

6 売買取引の呼値は、金額で呼称しなければならない。

② 入札

【要綱第28条】

入札は、卸売業者が入札しようとする物品の品目、産地、出荷者、荷印、等級、数量その他必要な事項を表示し、又は呼び上げた後入札に参加する者（以下「入札者」という。）に対し、一定の入札書に入札者の番号、入札金額その他必要な事項を記載させて行わなければならない。

- 2 開札は、入札終了後直ちに行い、最高価格の入札をした者を落札者とする。
- 3 前条第2項ただし書、第4項及び第5項の規定は、入札について準用する。

③ 入札の無効

【要綱第29条】

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札者が誰であるか確認し難いもの
 - (2) 入札金額その他必要な記載事項が不明なもの
 - (3) 同一人が2通以上の入札書により入札したもの
 - (4) 入札に際し不正又は不当な行為があったもの
 - (5) 条例若しくはこの規則又はこれらに基づく指示に違反したもの
- 2 卸売業者は、前項の規定により入札が無効となった場合には、開札の際その理由を明示し、当該入札が無効な旨を告知するとともに再入札に付さなければならない。

④ 異議の申立

【要綱第30条】

せり売又は入札に参加した者が、そのせり落し又は落札の決定について異議があるときは、直ちに、その旨を市長に申し立てることができる。

- 2 市長は、前項の申し立てについて正当な理由があると認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

2 売買参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済方法（法第4条第5項第4号口）

(1) 支払期日及び支払方法

① 出荷者への代金の支払い

【条例第38条第1項及び第2項】

卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対しその卸売をした日から3日以内に、受託物品の卸売金額から委託手数料及び卸売に係る費用のうち委託者の負担となるべき費用を控除した金額を支払わなければならない。

2 卸売業者は、出荷者から生鮮食料品等を買い受けたときは、その引渡しを受けた日から3日以内に、代金（卸売金額とする。次項において同じ。）を支払わなければならない。

② 買受代金の即時支払義務

【条例第38条第3項及び第4項】

3 卸売業者から生鮮食料品等を買い受けた者は、その引渡しを受けると同時に、買い受けた生鮮食料品等の代金（買い受けた額に100分の108（軽減対象資産以外のものにあっては、100分の110）を乗じて得た額をいう。）を支払わなければならない。

4 仲卸業者から生鮮食料品等を買い受けた者は、その引渡しを受けると同時に、買い受けた生鮮食料品等の代金を支払わなければならない。

③ 仕切り金及び送金

【条例第38条第5項】

5 市場における売買取引の支払方法は、送金又は現金によるものとする。

④ 仕切り金及び送金に関する特約

【条例第38条第6項】

6 条例第38条各項の規定は、決済の方法に関し特約をすることを妨げない。

【参考】卸売市場法に基づく遵守事項

1 卸売市場法で規定する遵守事項

番号	事 項	内 容
1	売買取引の原則	<p>【条例第24条】</p> <p>市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。</p>
2	差別的取扱いの禁止	<p>【条例第26条】</p> <p>卸売業者は、市場における卸売の業務に關し、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。</p>
3	受託拒否の禁止	<p>【条例第27条】</p> <p>卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、販売の委託の申込みがあつた生鮮食料品等が食品衛生上有害であるときその他の規則で定める正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>
4	売買取引の結果等の公表	<p>【条例第36条】</p> <p>卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その日の主要な品目の卸売予定数量を公表しなければならない。</p> <p>2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格を公表しなければならない。</p> <p>3 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎月、その取扱品目に属する生鮮食料品等について、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等の種類ごとの交付額(第30条の規定によりその条件を公表した委託手数料及</p>

	<p>び奨励金等に限る。) を公表しなければならない。</p> <p>【規則第43条】</p> <p>条例第36条第1項の規定による公表は、毎開場日の午前5時までに、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 主要な産地と併せて公表すること。</p> <p>(2) 売買取引の方法の別に区分して行うこと。</p> <p>2 条例第36条第2項の規定による公表は、毎開場日の正午までに、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) 主要な産地と併せて公表すること。</p> <p>(2) 売買取引の方法の別に区分して行うこと。</p> <p>(3) 卸売価格を高値、中値及び安値に区分して行うこと。</p> <p>3 条例第36条第3項の規定による公表は、毎月10日までに行うものとする。</p> <p>4 条例第36条第1項から第3項までの規定による公表は、インターネットを利用する方法又は卸売場の所定の場所に掲示する方法により行うものとする。</p>
--	--

【備考】 条例36条3項の奨励金に関する交付率等について、要綱施行前に開設者の承認を得たものについては、その効力を有するものとしています。

※ 開設者による卸売の結果等の公表について

その日の主要な品目の卸売の数量及び卸売価格(市況)については、当市場公式ホームページで公表しています。

【青果市況】



【水産物市況】

